

地域指定年度	昭和61年度
計画策定年度	平成 3年度
計画見直し年度	平成11年度
	平成24年度
	平成 年度
	平成 年度
	平成 年度

高野農業振興地域 整備計画書

平成25年3月

和歌山県高野町

はじめに

我が国の農業・農村の現状は、総じて農家数の減少、農業所得の大幅な減少、担い手不足の深刻化、農村の活力の低下といった厳しい状況に直面している。

本町においては、これら諸課題の解決に取り組みながら、地理的及び地形条件を克服しながら水稲の他、夏秋トマト、夏秋キュウリや白菜、大根、さやえんどう、ミョウガなどの新鮮な園芸作物を供給する役割を担ってきた。

このような状況の中、平成21年6月には、農地転用の規制の厳格化による優良農地の確保や農地の貸借規制の緩和などによる、農地の有効利用を目的とした農地法などの抜本的な改正が行われた。制度改正の趣旨を踏まえ、本町では、農業振興地域内はもとより、農業振興地域外に存する優良農地などについても確保・保全に向けた取り組みを進めるとともに、耕作放棄地の解消を図ることとする。

また政府は、今後10年間の農業の方向を、食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた食料・農業・農村政策を「日本の国家戦略」として位置付け、「国民全体で農業・農村を支える社会の創造」を平成22年3月に閣議決定した。

その中で、新たな施策の基本的な方針として、「再生産可能な経営を確保」、「多様な用途・需要に対応して生産拡大と付加価値を高める取組を後押し」、「意欲ある多様な農業者を育成・確保」、「優良農地の確保と有効利用を実現」、「活力ある農山漁村の再生に向けた施策の総合化」、「安心を実感できる食生活の実現」の6項目を掲げた。

高野町は、険しい山々や深い谷が連なる深山・紀伊山脈の北端部に位置し、緑深き山々に包まれ文化と伝統の香りの高い仏都の町である。本町の農業は、標高800～1,000mの高地という地域環境の特性等を活かし、年間約120万人の観光客が訪れる観光客との連携を図りつつ定住及び就業の場を確保するため持続性のある農業者の育成を目指し、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けた経営改善を支援するとともに、新たな担い手を確保・育成するため、新規就農者が就農しやすい環境づくりを積極的に進めていく必要がある。

また、若い世代にとって魅力ある農業とするためには、高野山の参詣者との融合や連携などにより、新たな付加価値を持った地域ビジネスを創出することが重要であり、農家と観光客相互の交流を促進させるなど、農・観・商が一体となった「地産地消」の実現に向け、さらなる農業振興を図っていく。

目 次

	ページ
第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
ア 土地利用の構想.....	1
イ 農用地区域の設定方針.....	1
(2) 農業上の土地利用の方向.....	2
ア 農用地等利用の方針.....	2
イ 用途区分の構想.....	2
2 農用地利用計画.....	2
(1) 農用地区域.....	2
ア 現況農用地等にかかる農用地区域.....	3
イ 現況山林、原野等にかかる農用地区域.....	3
(2) 用途区分.....	3
第2 農業生産基盤の整備開発計画	3
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	3
2 農業生産基盤整備開発計画.....	3
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	3
4 他事業との関連.....	3
第3 農用地等の保全計画	3
1 農用地等の保全の方向.....	3
2 農用地等保全整備計画.....	3
3 農用地等の保全のための活動.....	3
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	4
第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な 利用の促進計画	4
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関 する誘導方向.....	4
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	4
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	4
2 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の 促進を図るための方策.....	4
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	4

第5	農業近代化施設の整備計画	5
1	農業近代化施設の整備の方向	5
2	農業近代化施設整備計画	5
3	森林の整備その他林業の振興との関係	5
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	5
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	5
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	5
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	5
3	農業従事者就業促進施設	5
4	森林の整備その他林業の振興との関連	5
第8	生活環境施設の整備計画	6
1	生活環境施設の整備の目標	6
2	生活環境施設の整備計画	6
3	森林の整備その他林業の振興との関連	6
○別記1	農用地利用計画及び筆別農用地区域リスト	7～11
○別記2	効率的かつ安定的な農業経営の地区別目標(「第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」関係)	12

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

本町は、空海が西暦 816 年に真言密教修禪の道場の地として開祖し、1906 年（明治 39 年）、山規の廃止による女人禁制の解禁と相まって、参詣者の増加、高野山内への周辺住民の移住の促進により寺内町として高野山上への居住形態が形成されてきた。

本町の交通条件は、県庁所在地の和歌山市へは約 38km、近畿圏の中心都市である大阪市へは約 58km で南海電車で約 2 時間の距離にある。なお、海外への関西の玄関である関西空港までは約 36km の地に位置している。

本町の人口は、昭和 20 年の 10,733 人をピークに、平成 12 年 5,355 人、平成 17 年 4,632 人と減少を続け、平成 22 年には 3,975 人となり大幅な減少が続くなか、着実に高齢化が進行している。

本町には、毎年約 120 万人の観光客（宿泊客約 30 万人）が 1,200 年の歴史、文化、伝統や豊かな自然を求めて訪れ、平成 16 年には世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の重要な一角として認定されており、観光客 150 万人、宿泊客 40 万人を目指している。

このようななかで、第一次産業及び第二次産業の減少傾向が顕著で、第三次産業への依存度が高まる傾向にある。

このようなことから、本町の活性化対策は、産業の中心である観光と農林業の連携による産業振興を中心に推進することとしており、農業の振興は、経営規模が零細で生産性も低く高齢化が進む中、高冷地の特性を活かした高原野菜などを高野山ブランドとして育成し、宿坊での地元食材の提供、直売会の開催や直売所の開設など地域と観光との連携を推進しその振興を図る。

このため、本地域の農用地は経営規模の零細性に加え、担い手不足、高齢化等により耕作放棄地が顕在化しているが、新規就農の定着化や集落ぐるみの営農の展開等による担い手の育成を図り併せて鳥獣害対策を講じつつ耕作放棄地の活用、農地の保全を図る。

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(農業振興地域 単位:ha、%)

	農用地面積		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在	107.0	34.3	0.0	0.0	128.0	41.0	40.0	12.8	0.0	0.0	37.1	11.9	312.0	100.0
目標 (H34)	105.0	33.7	0.0	0.0	129.0	41.3	40.0	12.8	0.0	0.0	38.0	12.2	312.0	100.0
増減	△ 2.0	△ 0.6	0.0	0.0	1.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.3	0.0	0.0

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地約 107ha のうち、集落区域に介在する農地及び自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農地等約 6ha 以外の農用地 100.9ha について、農用地区域を設定する方針である。

(イ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地面積 100.9ha のうち、田は 51.6ha、畑は 49.3ha であるが、農業生産の目標を達成するため、土地条件、経営条件を考慮し、新規就農者や集落等意欲ある担い手への農地の利用集積を進めるとともに、地域の条件に適応した重点作物の生産を推進するなど、地域ブランドの確立や耕作放棄地の解消を目指し、農用地区域内の土地利用の高度化や有効利用を積極的に進める。

(単位:ha)

区分 地区名	田			畑			樹園地			採草放牧地・ 混牧林地			農業施設用地			計		
	現状	将来	増減	現状	将来	増減	現状	将来	増減	現状	将来	増減	現状	将来	増減	現状	将来	増減
富貴地区	36.3	36.0	△ 0.3	34.7	34.4	△ 0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	70.9	70.4	△ 0.6
筒香地区	7.7	7.6	△ 0.1	7.3	7.3	△ 0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.0	14.9	△ 0.1
花坂地区	7.6	7.6	△ 0.1	7.3	7.3	△ 0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.9	14.8	△ 0.1
計	51.6	51.1	△ 0.4	49.3	48.9	△ 0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.9	100.0	△ 0.9

注:小数点第2位を四捨五入してあるので、計が一致しない場合もある。

イ 用途区分の構想

各地区の土地利用区分については、本町のおかれている社会、経済、自然的諸条件のほか、各地区における土質、水利、農地の整備状況、担い手の確保状況など、地区それぞれの実態や特色を考慮して、高冷地で中山間地の立地条件を活かした観光との連携を主眼にした適地適作及び地産地消を推進し、安心・安全、高品質な農産物の生産を目指す高野ブランドの確立を目指す。

(ア) 富貴地区

富貴地区は山林が多く、農用地は 70.9ha である。今後、農業生産性の向上を図り、零細な農地の生産基盤の整備を図りつつ水稲、野菜、花き等地域の条件に合った品目の複合経営を促進し農業所得を増加を目指すこととしている。また、耕作放棄地への景観作物の植栽等「山野草の里」として観光的な利用を推進する。

(イ) 筒香地区

筒香地区は、丹生川沿いの傾斜地に水田、畑等が散在し、その一部の農地において野菜や苗木等が生産されている。本地区においては今後、傾斜地の低コスト対策、施設の更新等を図り、立地条件を考慮した適地適作を推進する。

(ウ) 花坂地区

花坂地区の農用地は国道 370 号線沿いに集中している。この農用地は殆どが水田であり、小規模な水田が分散所有されている。特に区画も小さく、農道、農業用排水等の生産条件は劣悪であり、その整備が喫緊の課題である。本地区には、意欲ある新規就農者が就農したこともあり、立地条件を活かしたトマト等の作物の導入や農地の集積による経営規模の拡大、耕作放棄地の活用等中山間地のモデル的な活性化対策を推進する。

2 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等にかかる農用地区域
別記 1 のとおり

- イ 現況山林、原野等にかかる農用地区域
該当なし

(2) 用途区分

別記1のとおり

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町農用地区域内の農地の分布は、傾斜地に多く、農地の高度利用や農作業の低コスト化や品質の向上を目的とした差別化を図るためにはその高度利用が必要である。

このため、農地集積と農作業の利便性の向上等を目的に農道、かんがい排水施設等の生産条件の整備が不可欠であり、併せて農道の整備に当たっては、農地に囲まれた農業集落が多いことから単に農業用の目的のみではなく生活道路としての利活用にも配慮する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益範囲		備考
		受益地区	受益面積	
ほ場整備	区画整理及び用排水路の整備	花坂地区	15ha	平成25年度以降

3 森林の整備その他林業の振興との関連

高野町の森林整備計画は、本年度を初年度とする「高野町森林整備計画」を策定したところであることから本計画に即して農林業を一体として振興し、林道、作業道の林業生産基盤の整備に当たっては農道や集落道との連絡に留意し、生産と生活の一体性を考慮して整備の促進を図る。

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本町では耕作放棄地の解消策を講じなければ地域の農業は衰退の一途をたどるのは明らかである。認定農業者を育成するなど受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ遊休農地化が進み、町の農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。このため、農業振興地域においては、効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導するとともに、高野町農業再生協議会等を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、町の農地の効率的利用を目指し、農業の振興を図る。

2 農用地等保全整備計画

該当なし

3 農用地等の保全のための活動

本町は、効率的かつ安定的な経営体を育成するためには、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組み、意欲と能力のある者が幅広く円滑に農業に参入し得るよう方策を講じるとともに、担い手としての女性の能力を十分

発揮させるための研修を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。又他産業に比べて遅れている休日制の農業従事の態様の改善を図るため、安定的な農業従事者の確保が必要であるので、ヘルパー制度や、高齢者、非農家の労働力の活用システムを整備する。

- 4 森林の整備その他林業の振興との関連
該当なし

第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

- 1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向
農業振興地域における農業振興の最重点課題として、農業経営基盤強化促進事業を基軸に、農地の流動化を積極的に進め、経営規模の拡大を図る。

このため、担い手農家による営農組織を育成し、兼業農家からの農用地の貸借（耕作放棄地を含む）、経営及び作業の受委託などによって、農用地の流動化及び利用率の向上を促進し、農用地の利用集積に努める。

- (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業経営基盤強化促進事業の活用を図りながら、担い手農家及び地域営農組織への流動化、農作業の受委託を促進し、その営農条件の改善を図る。

地区別の目標は別記2のとおり

- (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

生産性の高い農業を実現するには、農業経営の規模拡大と農業機械の高性能化を推進しなければならないため、農業経営基盤強化促進事業による、意欲ある担い手農家への農地の利用集積や農作業受委託を進めるとともに、営農組織の育成や法人化に努める。

- 2 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

認定農業者及び営農組織を中心とした、効率的かつ安定的な農業を目指す農業者に対し、農業経営基盤強化促進事業の活用による利用権設定を促進し、農地の利用集積を図る。このため、農業委員会や農業協同組合など関係団体の職員などによる集落座談会の開催、その他あらゆる機会を捉えて農地利用集積円滑化事業の普及徹底を図る。また、本町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、「生産性と収益性の高い農業経営の確立」を基本として農業振興を図る。

- 3 森林の整備その他林業の振興との関連
該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本町で生産されている大根、はくさい、さやえんどう、ミョウガ等の野菜、及び花きは、出荷組合等営農組織などの技術研修等の活動を通じて生産体制の強化を図りながら、営農体系、販売体制の確立を目指す。

また、高野やま里市の開催等産直市により観光との連携を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲				備考（H23年度）
		受益地区	受益面積	受益戸数	利用組織	
該当なし						

3 森林の整備その他林業の振興との関係

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

引き続き減少傾向を続ける本町の農業就業人口は、今後とも同様の傾向が見込まれる。このため、年間120万人に達する観光客観光地であることから、観光資源を活かした雇用機会の拡大を図るものとする。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業においては、利用権の設定や農作業の受委託等意欲ある担い手への農地の集積等を促進するなど経営規模の拡大を図り、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進し、農業の生産性向上を確立して農業従事者の不安定な就業形態を解消する。

観光との連携においては、就業環境の充実を図りつつ雇用機会の増大や地域の活性化を目指している。これら各種施策を通じ、兼業農家を中心に農業従事者の雇用の安定を図る。また、林業との連携をも視野に入れ本町の特産である「高野まき」の造林を進め、産地育成を推進する中で、人口の流出防止と若年労働者の確保に努める。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

世界遺産の指定や高野龍神国定公園の拠点として観光を中心とした産業の発展を期待しており、高野山と集落を結ぶ基幹的な公道の整備を行い、地域の一体性を図ることとしている。

また、教育、文化、福祉及び生活環境施設を整備し、地域住民の生活の利便性の向上を図る。

2 生活環境施設の整備計画

農業と観光が連携した産業基盤の整備、施設の整備は住民の定住を基本として農業所得の向上、農業経営の安定化を目指し、地域山村道路、農道の整備、河川からの水路及び用水路等の整備を図りつつ農業の振興を図ることとしている。

3 森林整備その他林業の振興との関連

森林は、水資源のかん養、保健休養の場の提供、自然環境の保全形成など多様な公的機能を有している。そのため、森林を理解する場として整備された「景観」を維持していくなど、森林の多様な機能を活用した生活環境施設の整備を推進していく。

別記 1

農用地利用計画及び筆別農用地区域リスト

(1)農用地区域

ア.現況農用地等に係る農用地区域

農用地区域は次表の「区域の範囲」の欄に掲げる区域内の土地であって、平成24年3月31日現在において農用地等(「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)第3条に規定する農用地等をいう。)である土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

(地区記号の説明)

A:東富貴、西富貴 B:上筒香、中筒香、下筒香 C:花坂

地区記号	区域の範囲	除外する土地
A	大字東富貴のうち字田中、見通り	字見通り 323の2、332の3
	小入谷	字小入谷 350、351、347の1、348の1、361
	中前谷	字中前谷 379の2、388の2、396の1、388、405、390の2、390の3 390の4、395、397、409の3、400、382、387、383、 393、406、412の1、412の2
	正三縄手	字正三縄手 422の2、413の2、421の1、413の1、423、414の1、 414の2、418の1、419の1、419の2、420、428の3
	下中谷	字下中谷 460の1、455の2、455の3、455の4、455の5、455の6、 442の1、444、445、431、453の3
	中島	字中島 1142の1、1142の2、1106の1、1106の2、1108の1、1108の3 1137、1145の3
	東平	字東平 1189、1190、1188の2、1193、1177、1167、1198、1188の1
	天神垣内	字天神垣内 170の1、159、160、170、187、157、185、123の1、179の2、 180、181、126の2、
	名迫垣内	字名迫垣内 288の2
	中村垣内	字中村垣内 513、514、527の1、493、512、483の1、484の1、489の1、 489の3、476、478、485、497、520の2
	森垣内	字森垣内 582の1、584、539の7、550、534の1、534、568、580、583
	倉之本	字倉之本 598の2、598の1、617の2、615、604の3 608の6、609の3、618の7

地区記号	区域の範囲	除外する土地
A	成金平	字成金平 658の1、659の11、659の24、659の35、659の33、659の1、659の2、633の1、659の12、659の19、659の38、627の1、659の17、659の18、648、659の37、630の2、637
	岡の口	字岡の口 664の4、661の1、673の27、666の5、673の9、673の3、673の86、673の46、683の14、673の43、673の44、673の45、673の5、667、662の3、663、683の1、683の3、673の29、683の12、665の5、673の30、673の31、673の32、683の48、675、683の33、683の34、683の36、683の37、673の25、664の2、683の9、683の10、683の19、673の37、673の52、683の5、683の21、687の1、673の48、673の26
	洞	字洞 93、94、98、102の2
	大字西富貴のうち宮脇	字宮脇 11の1、12、29の2、8の8、8の9、18、19、21
	下年行	字下年行 51、33の1、34、39の3、38、39の5、46
	大屋辻	字大屋辻 296、301、302の1、301の2、292
	長通り	字長通り 416の1、418の1
	中尾	字中尾 440、436の3
	北狭間	字北狭間 474、465、478、476、477、458の3
	中屋	字中屋 81、82、86の1、83の1、83の2、86、87
	馬場手	字馬場手 208
	蛇谷	字蛇谷 322、314、305、324、318、320
	横手	字横手 482の1、482の6、492、513、513の1
	北谷	字北谷 538の4、525、629の16、523の2
	矢閉	字矢閉 543の1、546、547の1、564の3、496の4、564、565、552の1、553の2
	宮ノ本	字宮ノ本 392、378の1
	岡ノ藪	字岡ノ藪 154、155の1、169
峯脇	字峯脇 243	

地区 記号	区域の範囲	除外する土地
A	塙手	字塙手 710の2、708の2、701の1、693の2、672の1
	藤ノ本	字藤ノ本 712、717の1、716、717の2
	秋宝	字秋宝 749、738の11、746、752、737の1、738の2、738の13
	地獄谷	字地獄谷 785
	南田数	字南田数 839、824の3、831、833、847の1、838、830、835、 841、824の1、829、826の1、828、827、825の1、 845の1、826の2、825の2
	北田数	字北田数 855の1、861、848の1、848の3、850の2、850の1、 851の3、851の2、856、851の5、851の6、859、860の1、 860の3、849
	西ノ本	字西ノ本 586、579の1
	金並	字金並 255,261
		計 70.68ha
B	大字上筒香のうち字ババ	字ババ 40の1、3、8、16、9、10、19、7、38、5、6、11、12、 13、15、27の1、29、37
	長井	字長井 62、73、63の2
	ドウマエ	ドウマエ 142、140、141、125、128の1、126の2、135の1
	イタヤオク	字イタヤオク 169、178、223の2、223の1、350、238、172の1、196、 246の1、184、216の3、205、207、174の1、157、174の2、 169の1、246の3、246の4、246の5、172の2、172の3、179 210、211、212、216の2
	堂垣内	字堂垣内 268の2、269の1、269の3、250の1、292、249、296、297、 309、304
	宮ノ脇	字宮ノ脇 327
	オノダイ	字オノダイ 362、351
	三ノ谷	字三ノ谷 77の1
	大字中筒香のうち字高野谷	字高野谷 12、27の1、5の3
	北又谷	字北又谷 45、43の3、52の2
	西谷	字西谷 106、140の1、140の2、140の4、119の3、124、135の1 130、115の2、115の1、105の2、105の3、109、123の2 127、127の3、132、133の2、134、139、140

地区記号	区域の範囲	除外する土地
B	大字中筒香のうち宮の向	字宮の向 63、62、91、90、87、73、78、80、81、85、94の2、60、64の2、71、103の37
	中尾	字中尾 152、153、145の2、144、143、149、151の1、151の3
	ヌタノ原	字ヌタノ原 181、212、189、192、187、215の33、190の3、191
	ノヅリ	字ノヅリ 242の2、240、245の4
B	大字下筒香のうち字中尾	字中尾 296の1、296の2、269、304、302の1、290、292、295の2、289、261の1、294、261の2、263、264、293、295の1、286、302、301
	東原	字東原 313、339、340、314、341の2、349、349の2、348の2、350の2、394、380の2、319、344、310、399、401
	北又西ノ方	字北又西ノ方 413、414、408、410
	下ボリ	字下ボリ 500、503、497の1
	字みの又	字みの又 468、467、467の1、469、471、473、478、479、480、481、483、485、487の2、489の1、489の2、490の2
	計 14.96ha	
C	大字花坂のうち字宮前	字宮前 752の1、752の3、717、716、737、755の4、705、712の1、712の2、717の1、742、750の2
	西平	字西平 663、662、662の1、660、659の1、671、658の2、658の1
	ウケヅミ	字ウケヅミ 35、41、29の3、24、27の2、3、43、42、23
	午ノ瀬	字午ノ瀬 76の1、50の2、50の3
	不動野	字不動野 87、90、147、121、106の1、118、129、102の2、111、138、98、142の1、119、124、96、137の1、148
	小西谷	字小西谷 177、170、181、175、174
	掛ノ谷	字掛ノ谷 213、191の1、218の1、182、214の1、204の1、203の1、192、191、210の5、224の1、215の7、212の3、182の1、182の5
	番碓	字番碓 803、802、797の6、818の17、818の18、796の8、827、813、831、832、816、823、824、825、826、810、809

地区 記号	区域の範囲	除外する土地
C	大字花坂のうち上地蔵	字上地蔵 251の1、252の1、238の3、253の1、253の4、253の5、 254の4、247の1、246の1、249の1
	大師原	字大師原 770、769の4、772の2、779、779の1、780、781、782、785、 788、762の1、768
	坊原	字坊原 274、279、282、285、273の1、294の1、272、265の1、 271、265の3、259、286の8、286の9、292の1、286の7 293の5、286の5、286の1
		字西垣内 358の1、341の1、343の1、343の2、338、342の1、342の2、 342の3、375の1、339の2、338の1、359の1、358の2、362
	スワ原	字スワ原 478、479、513の1、499、480、480の2、508、495、496
	木瀬原	字木瀬原 514、515、516、537、520、530、528、517、533、534、 529の一部(112.72㎡)、527の一部(60㎡)
	小南	字小南 457、458、435、436、437、446、447、449、453の3、463
	田和垣内	字田和垣内 390、391、392、407の1、389の1、388、389の2、409の2、 399の1、393の1、393の2、394の1、395
	東垣内	字東垣内 312の7
		計 14.91ha

イ.現況森林、原野等に係る農用地区域
現況森林、原野等には農用地区域に設定しない

(2)用途区分

地区・区域番号	用途区分
富貴地区 A	農地:全区域
筒香地区 B	農地:全区域
花坂地区 C	農地:全区域

別記 2

効率的かつ安定的な農業経営の地区別目標

(「第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」関係)

1. 営農類型ごとの経営規模等の指標

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水 稲 + 野 菜	(作付面積) 水 稲=30a 野 菜=70a (経営面積) 1.0ha	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン 他	・経営の合理化、 保全化を進め、経 営と家計の分離を 図るため複式簿記 記帳を進める。	・家族経営協定 の締結に基づく 給料制、休日制 の導入
水 稲 + 野 菜 + 花 木	(作付面積) 水 稲=30a 野 菜=30a 高野槇=50a (経営面積) 1.1ha	〈資本装備〉 モノラック トラクター 田植機 コンバイン 他	・青色申告の実施	・高齢者が多い ためゆとりのあ る農業経営方針 を取り入れる。
水 稲 + 野 菜 + 花 き	(作付面積) 水 稲=30a 野 菜=40a 花 き=50a (経営面積) 1.2ha	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン 他		

